

第十七回 会

参議院地方行政委員会會議録第四号

昭和二十八年十一月五日(木曜日)午前
十時二十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君
理事 石村 幸作君
堀 末治君
館 哲二君

委員

伊能 芳雄君
西郷吉之助君
高橋進太郎君
長谷山行毅君
小林 武治君
島村 軍次君
秋山 長造君
若木 勝蔵君
田畑 金光君
吉米地義三君
加瀬 完君

國務大臣

外務大臣 岡崎 勝男君
郵政大臣 塚田十一郎君

政府委員

法制局長 林 修三君
南方連絡事務局長 石井 通則君

事務局側

常任委員 福永亨一郎君
会専門員 伊藤 清君
常任委員 伊藤 清君
会専門員 伊藤 清君

説明員

自治庁行政部長 小林三三君

本日の會議に付した事件
○奄美群島の復帰に伴う法令の適用の
暫定措置等に関する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

○委員長(内村清次君) 只今から地方
行政委員会を開会いたします。
奄美群島の復帰に伴う法令の適用の
暫定措置等に関する法律案を議題に供
します。

○島村軍次君 第四条の当分の間、政
令で定めるものを除く外という、その
政令の範囲についてどういふ事務を予
定しておられるか、具体的に一つ御説
明をお願いしたいと思います。

○若木勝蔵君 議事進行について……
これはもう法案のそりう審議に入り
ますか、或いはその前にこの法案に関
係ある一般的な事項と混せてやります
か。

○委員長(内村清次君) 実はこの前逐
条の大体概括説明がなされておしま
す。そこでまあ資料の提出を求めまし
て、只今島村君から御質疑がありまし
た政令の要点あたりも、資料として出
してもらいたいというのを要求して
おきました、大体日にちも相当切迫
いたして参りましたから、逐条説明に
入る前に総括的な一般関連質疑をやつ
て行こうと存じておりましたが、何分
外務大臣その他の出席も見られませ
んから、それでもう日にちも切迫いたし
ておりますから、混同しましてやつて
行こう、こういう考えであります。

○國務大臣(塚田十一郎君) 島村委員
のお尋ねにお答え申上げるわけであり
ますが、まだ実は最終的には意見がま
とまつておらないのでありますけれど
も、大体考えておりますことは、原則
としては当分の間は全部一本にまとめ
て、国の現在の各省の出先というもの
との繋がりをつけたい、こういう考
え方をいたしております。裁判事務は
勿論事務の性質からして当然これは分
離せなくちやならぬのであります、が
問題になりますのは裁判と非常に関連
のあります檢察をどうするかというこ
とであります、まあ今の考え方では
は、檢察庁の關係だけはやはり別にし
なくてはならないのじやないか。その
他は一応全部取りあえずまとめ、
鹿児島県の出先に大島支庁というよう
なものができると思われますので、そ
の大島支庁にやつてもらうということ
にしたらばいいのじやないかという構
想で、法律的及び事実上の大きな支
障がないだらうかというのをいろいろ
検討いたしておるような状態でござ
います。

○島村軍次君 そうしますと、政令で
定むる範囲については、司法關係以外
は全部鹿児島県知事の出先に任す、こ
ういふことに解していいですか。
○國務大臣(塚田十一郎君) その通り
に大体今は考えておる状態でございま
す。

○島村軍次君 そうしますと、現に直
轄でやつておる事務等については、各法
令中、国が直接やつておる仕事に相当
あると思つておりますが、そういう

問題についてもやはり一部分は、他の
地方は直轄でやり、奄美群島に限つて
出先でやらせるといふことになりま
す、島政の問題について矛盾が出て来る
のじやないかというところが一つ……。

○國務大臣(塚田十一郎君) 先ほども
申し上げましたように、大体の考え方
そのようにやつておりますので、そう
いふ構想で法律的にそれではいけない
という面、それから事実上非常に
それで不都合が起きるといふ面があ
れば、まあそういうものだけは原則と
して分離して行こう、こういう考え方
でありますが、只今御指摘のお考えか
らいたしまして、やはり例えば国が
直接認可許可をいたしておりますよう
な仕事というものは、そういう行政事
務というものはやはり国に直接やつて
もらわなくちやならない、そういうもの
も考えられますから、そういうもの
はなるべく検討いたしまして、但し最
小限にこれを分離する、こういう考え
方でおるわけでありま。

○島村軍次君 先般朝日新聞でした
か、行政簡素化のモデル・ケースを作
るといふような考え方が吉田首相から
塚田長官へ指示があつたやの記事が出
ておりましたが、果してそういうふう
なことがあつたのかどうか。或いは又
その構想で一つのモデル・ケースとい
うような考え方でこの際出先の整理と
合せて、出先にやらしてみたいといふ
ような考え方の下にやろうといふこと
でありますか、その点も合せて一つ伺
たいと思つております。

○國務大臣(塚田十一郎君) この新聞
の報道が少し考え方がズレておるもの
でありますから、誤解を起しておる面
もあると思つておりますが、モデル
・ケースという考え方は実はない
のであります、モデル・ケースとい
う考え方であれば、あそこ行政機構
というものを或る理想の形によつてき
めまして、そうしてその考え方によつ
てみて、他の内地の分もそれに及ぼす
ということになると思つております
が、今考えておりますのはそうではあ
りません、今新しく歸つて来ます
ものですか、これを内地の現在の
状態に合せて行政機構をすぐにつ
てしまふ、きめてしまふということに
なります、今折角内地で企図してお
る行政機構改革のときに、又改革され
たものと併せて奄美のものも直すとい
うことになつて二重手間になるからし
て、どうせ国が今行政機構改革を考
えておるのだから、それがいづれ近くま
とまるであらうし、それがまとまるま
で取りあえず今のままで最小限に手
をかけないという構想でもつて行つて、
そうして国のほうにまとまつた場合に
そこそここの奄美のものも同じよう
に新しい国の線でもつてきめるよう
にと、こういうことに実は考えておる
わけでありまして、あそこその所に標準
の形のものを作つてという考え方では
実はないのであります。但し、それ
も一つ考えられますことは、実はこ
れからの国内のいろいろな行政機構を
考えます場合にも、ああいふ離れてお

ります島などの場合に何か特殊の形が考えられれば、それはただ奄美だけでなしに、他の離島の場合についてもあつて、小島、小島、而も離れておる所に島の内地と同じような行政機構のあり方を必ずしもとらなければならぬといふほどのこともないのじやないかといふ考え方も一つあつたとしておきますので、そういう考えからすれば、或る程度まあモデル機構ということにもなる、こういう考え方でおるわけでありませう。

○島村軍次君 具体的な問題に入りませんが、現に直轄でやつておる仕事のうちで、農林行政に關係のある米の統計とか、或いは表作統計とかいうような關係のものは島の食糧政策に關係がある同一の形でやるので、この統計事務所の問題を将来どうするかということとは別問題として、現にやつておるのもちがはなような感じになると思つたのでありまして、むしろこの際は具體的の例としては鹿児島県内にある出先の、即ち直轄の事務所に調査をやらせるということのほうが実情に合つていゝるんじやないか、又さうなことが現在の農林行政遂行上適當だと考へるのですが、そういう問題については是非政令中に規定すべきものだといふ我々は考へて持つてゐるんですが、その点についてはどうお考へになつておりますか。

○國務大臣(堀田十一郎君) 実はそこまで行きますと各地方の行政事務で同じような考へ方をせなければならぬものが非常に多く出て参りますので、例えは郵政省所管のものにいたしまして同じように考へられるわけでありませうけれども、まあそういう点をいろいろ

考へてみまして、結局まあ長い期間ではないのであるからして、取りあへず現在までやつて来た形をそのままにしておいて、内地から余計に行つたり来たたりする必要を起さないようにして行きたい。こういう考へ方で多少の不便、それから工合の悪い点が起きましても、暫くの間さういふものを、忍んで行く、こういう実は考へ方でおるわけでありませう。

○島村軍次君 それに関連して、現に奄美群島で直轄の仕事として、いわゆる官吏といふか、島の現に行われておる行政の範囲における職員引継ぎ等については、そのまゝ取りあへず引継がれる予定ですか、或いはその点はどうか考へになつておられますか。予算の十億の内容についてはそれらの費用が計上されておるのかどうか。

○政府委員(石井通則君) 現在それらの機関に勤めておられます職員は、或いは裁判所のごときは、只今塚田長官のおつしやつたようなことになりますれば裁判所の職員、その他それら引継がれる機関の職員、若し支庁のほうに統合されれば、そのものはその支庁の職員に引継ぐ、こういうような構想でおられます。なお、予算につきましては、その職員費は、現在の職員に対する俸給その他の経費は十億の中に計上されております。

○島村軍次君 一応打ち切りまして、あとまだありますけれども、外務大臣がおいでになつたようですから……。
○委員(長内村清次君) そうして頂きませう。それでは吉米地君。
○吉米地義三君 外務大臣にもちつと簡単なことでありますけれども、どうしても外務大臣から伺わなければならぬ

点がございますので御迷惑をかけたのであります。その前にこの間外務政務次官等からお話がありましたが、ダレス声明のあつた後すでに三カ月、地元の方々のお話でも御心配があり、又国民待望のこの件がどうしてそんなに遅れておるかといふ点について明瞭に御説明はなかつたんですが、外務大臣からその点を一つ詳しく御説明願ひたい。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは一番初めは奄美大島群島といふものの範圍がダレスさんにもはつきりわからなかつたし、アメリカ政府もはつきりした觀念がなかつたものでございまして、この点で大部分時間がかつたわけなんです。それで向うでは、たださういふふうな緯度とか経度とかいふ考へでやつておりましたが、こちら側はもとの鹿児島島の行政区劃に入るものといふ工合で、そこがございまして、場合があるものでございまして、それをいろいろ説明しましてかなり時間がかつたのであります。

それからその次には、これはさう時間がかかりませんでした、今持つておるアメリカの軍事的な施設が二、三あるものであります、これは留保した、これは我々も異存はないのです、それについてはもう日本側に行つてしまふのならば、今まではいつでも拡張できると思つて放つて置いたのだ、今すぐには要するといふわけじやないのだが、將來要する場合に拡張しなければならぬ場合のこととも考へて、今からさういふ拡張をしたいといふような話もありました。それは我々のほうとしては、いづれ行政協定の趣旨によつてきめられるのだから、決して意地悪をするわけでも何でもないのですが、今要

らないものをあらかじめさういふふうによつておいても、時間がかかるばかりで仕方がないからといふ話で、だんだん話を進めて、今これは大体わかつたように思いますが、まだその点は実は話を一部留めておるような次第でございまして、つまり將來例えはほかの、今使つておるものを拡張する、これはわかるけれども、さうでない別なものが要するときにはどうするか。これも我々は現に内地といひます、今の領土内においても、要するものは喜んで差出しておるのだから、ちつとも心配は要らないのだといふ説明をしておるわけなんです。先方としてはそれはわかるけれども、將來さういふものが要するかも知らないといふことだけはあらかじめ日本側も知つておいてもらいたい、今は要らんかも知らんけれども、さういふので、それは聞いておこうと言つたところ、今度はそれをアメリカの国内では、やはり海軍側はこれが要すると言ふし、陸軍側はこれは要らん、こつちが要るのだといふような議論がございまして、まだどういふものが將來要するかも知らんといふことについて、余り話ははつきりしたことはありませんが、これはさう大したことはないと思ひます。我々は喜んで必要なものなら、殊に安保条約によつて日本を守るために必要といふことならば、これは喜んで要するものは出すといふことで、これはほかの点が片付けば大したことではないだらうと思ひます。さういふふうなことがありましたのと、それから日本側としてはいろいろ、な、將來移つたあとで問題となつて、そのときにこれは知らなかつたが、そんなことがあつたのかといふことではいかんといふ

ので、非常な注意を以てさういふあり得べき問題を考へて、それは一体アメリカ側で實際さういふケースがあるのかどうかといふいろいろ、な、ことがあるのです。例えはあそここの通貨をどうするか、それから沖繩に現におる奄美大島の出身の人をどうするか、これは法律的問題もあり、それから解雇されたりなんかしたときに、一休沖繩でそれを世話してくれらるのか。奄美大島へ連れて来られてしまふのかといふような實際上の問題もあります。それから例えはアメリカ当局から刑の判決を受けた者の取扱をどうするか。要するに引継事項としてのいろいろ、な、それに準じた細かいものがたくさんありますが、さういふものを一つ／＼想定しながら問題はないのですが、あればこれをどう取扱うかといふようなことが九月頃からの研究課題になつておりました。それを今いろいろ話をいたしておるわけでございます。それであれやこれやでもつて、はじめは簡単に行くだらうと思つておりましたところ、案外時間がかかつて延び／＼になつてしまつたのであります。

○吉米地義三君 そういたしますと、重大な支障が起つたわけじやなくて、ただ事務的なさういふ折衝に時を費やしておると、さういふことに伺ひますが、そのうちで返還した地域の変更があるかも知らんといふふうには伺ひますが、その点は奄美群島のうちのどの部分といふことになるんですか。或いは行政協定によつて今使つておるもののほかに、奄美大島のうちの土地を借りたいといふようなことがありませんか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 奄美群島と

一般的に称せられるものの範圍は問題ないと思ひます。旧鹿兒島県に属する行政区画に入つてゐる島でありまして、その中で一部の土地を要するとか要らんとかという問題は、今のところは現に使つてゐるもの、それだけは引續き使はせようといふことで多分いいだらうと思ひます。併し將來に必要だといふ理由を認めれば、それは行政協定の趣旨で話合ひすることもありましようけれども、今のところは特にあらじめ取るというようなものはないやうでございます。

○吉米地義三君　そういうことであります。引續きといふのは、その手続はいつ完了して、引續きといふ頃になるといふ予想がありましようが、いつ頃になりますか。

○國務大臣(岡崎勝男君)　私は今このところはこれ以上はつきり申し上げる立場にはないのですが、十二月一日を目標としては是非話をつけてしまいたい。多少無理でもはかの懸案は引續きが終つてから、話合ひができるものは引續きが終つてからでもいいじゃないかと思つて、とにかく十二月一日という目標で今努力をいたしております。併しこういうものから、多少ずれるといふことも、予想したくありませんが、ないこともないだらうと思ひますので、場合によつたらそれは少しずれの場合もあるかと思ひます。思ひますが、幾ら遅くても年内にはこれは解決できる、こう思つてやつております。

○吉米地義三君　その点は私はそれでいいのですが、この返還後の奄美群島と、それから沖縄地帯との今後の交通とか或いは通商とかいふようなものに対しての關係はどうなりますか。

○國務大臣(岡崎勝男君)　これは原則としては、今までの日本本土と沖縄との關係に、奄美大島も本土の中に入りますので、そういう關係にならうかと思はれるのですが、併し距離は同じようなことはあるけれども、奄美大島と沖縄とではあるけれども、特殊の關係にありましようから、特殊のものについてはやはり特別な扱いが必要であらう、こう思ひますけれども、それまで今全部はつきりさせてしまおうとすると、返還の時期がずれてしまふかと思ひますので、これはさつき申したような引續き完了後も話はつくから、今どうしても返還の前に、貿易とか交通とかいふものを、書ききりするもので両方が満足の行くやうなところまで進めてしまふといふことは、ちよつと無理じゃないかと思つておられますが、原則としては、我々の考へでは、奄美大島の特殊性に基いて、人の往復だとか、物資の交換だとかいふことについては、特別の考慮が必要であらうと思つて、その趣旨で話をいたそうと思つております。

○吉米地義三君　特にそれを伺つたのは、この群島の集約的な生活といふものは、お互ひに關係性が密接なものでありますから、恐らく奄美大島と沖縄の本島とその附近の島、その間が相互依存になつてゐるのだらうと思ひます。それが非常に窮屈になつて、外国に一々査証をもらつて行かなければならぬといふやうなことになるやうな、奄美大島のかたが、非常に不便になる。その点を考えに入れて一つ御折衝をして頂いたら結構だと思ひます。

それから私の伺いたい点は、平和条約の第三案にありましようところの「合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする國際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このやうな提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は……」これの土地及び住民に対して、「行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有する。」とあるのですが、そのうちの一部分が返還になります。そうしますと、その可決されるまで持つてゐる権利を放棄したことになる。このことは合衆国が國際に信託統治の提案をするといふことの放棄と考へていいのですがどうですか。

○國務大臣(岡崎勝男君)　奄美大島に關する限りは、これは實際上放棄であります。ですから、そういう提案はないわけでありましよう。従つて法律的に言へば、平和条約の一部を修正するといふことが適當であらうかと思ひます。これは平和条約といふものは關係法規といふものがたくさんありまして、非常に厄介なのでありますが、私はこれはアメリカの持つてゐる一種の権利です。それから、その権利を使わなかつたといふやうなことがはつきりすれば、それで實際の問題は片づくのじやないかと思ひます。平和条約の規定はアメリカとしては放棄するわけでありましようから、その点からはつきりすればそれでよからうやないか、こう思つております。

○吉米地義三君　提案された結果、可決されるまでこのやうなものを全部保留する、その一部を放棄した。そのことはこの全文から見ますといふと少しおかしいのですが、私の今特に注意して伺いたいことは、一体アメリカがこの提案の權利を何年間保留するの。もう平和条約調印後二年有半になつております。こういう提案がいつまで一体これは保留されるのか、この機会にもう放棄してゐるのじやないか、放棄しておると解釈するのが妥当じやないかといふふうに思ひますから伺つたのですが……。

○國務大臣(岡崎勝男君)　こういうことにつきましては、常識から言つて今までの慣習はかなり長い間そういう権利の保留をいたしたのであつて、二年経てばもうそんなものは放棄したのだといふことは、ちよつと今までの國際慣習からいふと無理じゃないかと思ひますが、我々としても成るべくさういふふうな話合ひに向けて行きたいとは思ひております。實際にはもう恐らくさういふ提案をする考へは余りないのじやないかと思ひますが、これは非常にデリケートな問題でありますから、余り私からはつきりさういふことを申し上げることは慎みしたいと思ひますけれども、實際にはお話をしたやうなことをいかに思ひます。

○吉米地義三君　これは一番基本的な問題でありまして、やはりアメリカの持つてゐる權利が保留されておりますので、それから、これを提案されないやうにすることが、我が國としては非常に重大なことだと思ひます。外務省ではそれ、御心配になつてゐると思ひますが、この大きな留保権が解除されるやうな聲明が同時に出来ることだと思ひます。それでそれからこれに對して丁度いい一部の放棄ですから、この機会をとらえて全面的な信託統治の提案をしないという聲明でもしてもらふやうになれば、非常に仕合せだと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君)　これは今までのことでは、私感では今おつしやうなことは望ましいのですが、只今すぐにはいさづつから言ひますと、ちよつと困難じゃないかと思ひますが、今後ともこれは努力を続けるのが當然でありまして、できるだけさういふふうなことを考へております。

○吉米地義三君　それを裏書きするのは、ダレスの聲明のうちに奄美大島の群島は返すのだが、その他に残つてゐるものに対しては日米安全保障條約に基いて平和と安全を図る、こゝういふやうに言われておりますから、沖縄本土その他についても当然これは日本のものであつて、それを日米安全保障の下に自分らはやつて行くのだといふ氣持がここに現れてゐるのです。ですから全面的にこの提案を放棄してもいい時期になつてゐるのじやないかといふやうに感じられるのです。

○國務大臣(岡崎勝男君)　今の日米安全保障條約に基いてといふのはどれでございますか。

○吉米地義三君　その談話の一番末項のほうに、「アンダー、ザ、セキユリテイ、トリ、テイ、ビトウ、イン、ザ、ユナイテッド、ステイツ、エン、ジャパン、ツ、コントリビュート、ツ、ザ、メイン、テナン、ス、オブ、ピース、エンド、セキユリテイ、イン、ザ、エリア」といふのは……。

○國務大臣(岡崎勝男君) わかりました。

○吉米地義三君 丁度日本国とアメリカとの間に行われた日米安全保障、そのうしてその間における行政協定というものを含めながら言っている言葉なんです。

○國務大臣(岡崎勝男君) それはこの点は日米安全保障条約の中に、ちよつと言葉は忘れましたが、日本の領土及び周辺という字があるのであります。これは周辺のほりに当るのであります。安保条約の当時も、日本の領土と確定したものと、日本の主権はあはれども、こういうふうな一部アメリカが信託統治にするかも知れんし、その間は行政等を行うということがありましたものであります。それで周辺という字を使った、たしかそういう字が使つてあると思ひます。附近という字、附近というのは非常にあいまいですが、主としてこういう所を指しておつたのであります。従つて安保条約で言うのは、つまり法律的な言葉ではあります。けれども、いわゆる日本の領土といふものと、それ以外の日本の主権があるけれども、必ずしも純然たる本土と現在はない所及びその海面、区というものを含んでおりまして、従つてこの奄美大島以外の所も、やはり沖縄等は安全保障条約にカバーされておるわけでありまして、ですから、ここに申しておるのは、安全保障条約というのは日本の本土だけという事ではないのであります。いわゆる本土だけというのでは……。

○吉米地義三君 併し、それはポツダム宣言にあるいわゆる四つの島、その周辺の島と、こういうので限定されて

おつた。それ以外にこれがあるわけですね。だから、この特に平和条約に別項にこれは書いてある、その別項に書いてある島の処に今なつて来ているのです。

○國務大臣(岡崎勝男君) 私は平和条約で四つの大きな島とその周辺の島という中では、この沖縄なんかは原則としては入つて来ておると思ひます。

○吉米地義三君 入つておる……。

○國務大臣(岡崎勝男君) はあ。ただそれが變態的に入つておりました。ただ主権だけはとにかく日本にあるのだ、將來は日本に帰るのだということになつておられますが、離れ島は別に書いてあります。それ以外のものは日本の領土と、とにかく原則的にはなるわけでありまして。

○吉米地義三君 まあそういうふうな御説明で結構です。これはアメリカが必要な土地としてこういう権益を持つておると思ひますが、すでにドレス声明にもありますように、日本領土たることをはつきり認めて、そうしてこういうふうな意思表示をされているのですから、一そのこと信託統治の提案を放棄されて、それで日本に全面的に返してしまつて、そうして必要がある部分は租借をして、年限付きの、例えば十年とか二十年とか、年限付きの租借をされると、こういうことが固として非常に恰好がいい形だと思ひます。そういう点について一つお考えが今までなかつたでしょうか。これは返してしまつて租借をするのだ……。

○國務大臣(岡崎勝男君) 我々は租借という事は今まで言つておりませんが、返してきてそれでその必要なのは本土にあるものと同じように行政協定によつて施設及び区域として提供することにやぶさかでない。租借という少し本土と變つた取扱いになりますので、本土と全然同じようなことにして、いつでもそれは必要なものは提供するにやぶさかでないのだから、そこで全部こちらに戻してもらいたい、こういう趣旨で從來は話しておりました。

○吉米地義三君 そういう租借というやうな言葉を使わずに、返してもらつて行政協定でやるということには非常に結構だと思ひます。ただいづつでも保留されるということになりますと不安です。主権は認められたけれども事實上の領土としては残る、そういう点を一つ今後外務当局としては十分考慮して頂きたい、こう思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) 北海道でございませう。北海道上でございませう。……そうすると、地方自治庁では北海道に入つておるのではありませんか。自治庁としてはどういふ扱いをしておるか。

○吉米地義三君 北海道に間違いありませんか。……そうすると、地方自治庁では北海道に入つておるのではありませんか。自治庁としてはどういふ扱いをしておるか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 北海道上でございませう。北海道上でございませう。……そうすると、地方自治庁では北海道に入つておるのではありませんか。自治庁としてはどういふ扱いをしておるか。

韓国側がこれに對して船を出したり勝手なことをすることは不法であるというところについて強く抗議をいたしておきます。

○秋山長造君　まあ竹島の問題は、それも竹島問題が起つた動機は、あれは去る五月でしたか、こちらの巡視船が行つて見たら、こちらの標柱を引抜いて、向うの標柱が立つておつたというやうなことからだつたと思ひますが、あの竹島の問題は李承晩ラインとは別に竹島の領有を向うが主張しておるといふことなんですか。それとも地図の上に線を引いている李承晩ラインの内側にたま／＼竹島が位置を占めておるために、やはり李承晩ライン問題の一環として、竹島もその他の水域と同じやうに韓国の領土であるということを主張しておるのですか。

○國務大臣(岡崎勝男君)　これも非常にはつきりはいたしません、先方がこちらの抗議に対する回答のやうなもの、二、三よとしております。それから見ますと、先方は先方で又朝鮮の文獻等を引用して、これはずつと昔から朝鮮の領土であつたという主張をとかくいたしておられますので、恐らく李承晩ラインとは関係なく、これはそんなものができるずつと前、つまり何百年も前から朝鮮の領土であつた、こゝういう主張のやうであります。

○秋山長造君　そういたしますと、日本の政府としては、この竹島は飽くまで日本領だといふ見解はもうはつきりしてゐるわけですね。にもかかわらず韓国がそれを向うの領土だといふことを言つてゐるわけですから、当然これは李承晩ラインより前に大きく政府として公式に取上げられなければならぬ

いわけなんですか、どうも我々間接に承わつてゐるところによりまして、日韓会談等でも李承晩ラインの問題は当面の大きな問題として取上げられておりますけれども、竹島の問題については余り交渉が継続して行われてゐるやうな印象を受けないのですが、その点は如何ですか。

○國務大臣(岡崎勝男君)　日韓会談といふものは、或る特殊の問題を協議するために議題等がきまつておるのであります。竹島の問題はそれと別個になつておりますので別に扱つて、これにも十分委曲を尽した抗議もすればこちらの資料も提出して何遍か公文を往復してやつております。が、日韓会談としては、議題が双方の合意の下にきまつておりますから、その議題だけを今別個に取扱つております。

○秋山長造君　そういたしますと、竹島の問題を日韓会談の議題に当然加えるという提案を日本側としてはなさつたに違ひないと思ふのですが、結局これは正式に提案しても向う同意しなかつたといふのですか。

○國務大臣(岡崎勝男君)　これは日韓会談には、たださへむすかしい問題ばかりあるのですから、これに竹島を加えますとまず／＼日韓会談は困難になる。元來日韓会談については友好的に物を解決しようといふことでやつておつたので、若し日韓会談がうまく成立すれば、竹島の問題も友好的に解決する一つの土合ができたとも言えるかと思ひます。日韓会談は元來五つの問題があるのですが、この五つが全部一緒に解決するといふのが先方の主張であり、これはいろいろ／＼関連しておりますので、理由もあることだと思ひます。

そこで、若しそれに竹島を入れますと、竹島も一緒に解決するのだということになれば、日韓会談は非常に延びる可能性もありますから、我々としては日韓会談の中に竹島を入れるという提案はいたしておりません。これは別に解決したい、こう考へております。

○秋山長造君　これはどうも奄美の問題からそれて恐縮なんですが重要な問題ですから……。

○委員長(内村清次君)　成るべく一つその点は簡単に……。

○秋山長造君　そういたしますと、政府の御見解としては、竹島の問題もあるけれども、これは無人島でもあるし、まあ暫くあと廻しにして、それ以外の問題に当面全力を上げて行くといふ御方針なんですか。

○國務大臣(岡崎勝男君)　いや、そういう意味じゃなくして、竹島の問題は別個に、これはいい加減にやつておくわけに行きませんから、別個ではありますすが、極力解決しようと思つております。

○秋山長造君　この竹島が日本領であるにもかかわらず、向うの領有だと言つて、いろいろ／＼行つたり来たりしてゐるといふことは、我々の常識上からこれは韓国の日本領に対する侵略だと考へるのですが、そう考へてよろしうございいますか。

○國務大臣(岡崎勝男君)　これも非常に常識的な問題になりまして、領土の紛争といふものはどこでもあるわけでありまして、日本でも、過去においては例へば西沙島、東沙島というのが海南島の向う側にありますが、これに対する領有権は、中国と日本との間に長い間、何十年の間争つて来た

ことがあります。又新しくは新南群島の領有権について長い間争つて来たといふこともあります。これは実は戦争の結果解消したという結果になりましたが、若し戦争がなければ未だに争つてゐたと思ひます。それだから竹島も長くかかるというわけじゃありませんが、領土の問題は由来なかつた時間がかかりますので、これは例へばフランスと日本との間には非常に友好的な關係があつて、貿易にしましても、その他の問題にしましても随分手を携へてやつておつたにもかかわらず、或る領土、島の問題になりまして随分争つておる。この争いと友好關係といふのは非常にぶつかる場合もありまして、例へばチャコの領有といふ、南米では二カ国間で戦争にまでなつたといふくらいのもあります。同時に南水洋とか、多くの島についてはそれほど非常に緊張せずして、而も長い間争つてゐることもあり得るわけでありまして、この竹島の問題は、日本としては非常に本土に近いのですし、たとへば無人島といへども、これは飽くまでも領有は主張しなければいけません、そんなに長くかかるなんて暢気なことと言つておられませんし、而も日韓会談の中で解決しなければいけないという性質のものでないの、別個に取扱おう、これは方法の問題だけになります。

○秋山長造君　竹島の問題についてはまだいろいろ／＼伺ひたいのですけれども、本日の議題からちよつとそれておきますので、又他日も一度この問題について突つ込んで伺ひたいと思つておりますが、その程度で一応質問を留保いたします。

○若木勝藏君　関連して、今の問題……。竹島の、それから齒舞の問題も、これはとにかく日本の領土の上から更に又地方行政の上からも重要な問題だと思ふ。今の外相の答弁をすつと伺つておきますと、私の伺ひたい点は、齒舞、色丹のほうはこれはソ連との關係で別個として、竹島或いは李ラインの問題が同じやうな一つの傾向にあると思ふのですが、韓国は何のために一体そういうことを言ひ出して来たのか、それらについて政府はどういうやうに思つておるか。

○國務大臣(岡崎勝男君)　私も実は何のために言ひ出して来ておるのか、真意を捕提するに苦しんでゐるのです。實際向うの言ふことはいろいろ／＼なことを言ひますが、いずれが本當なのか、つまり一貫性のないやうな主張をしておるやうに私は見ております。要するに、李承晩ラインについては、日本の漁業が非常に発達して、韓国の漁業が微々たるものであるのだから、何となく自分の領土の前で魚を皆日本側に取られてしまふやうなやうな、漠然たる氣持が相当支配しておるじやないかと思ひます。竹島の問題については、これは実は先方にもいろいろ／＼な文獻があるやうでありまして、先方は先方では韓国の領有だといふ主張をいたしておるの、その文獻によつてゐるやうに思ひます。私の考へでは、日本側が實際上竹島を日本の領土として取扱つて来た期間が非常に長いのであつて、その間に韓国側で例へば何回か知らん韓国の領土だと言つたことがあるかも知れませんが、領土といふのは、平穩のうちに支配者が及ぼしてゐる期間が長ければ、自然それは領土

になつてしまふわけであつて、この点私は日本の主張が間違いないと思つておきます。そこで今後はそういうことをはつきり言つて、先方の反省を強く促すということ以外にないだらう、こゝ思つておきます。

○若木勝蔵君 そうしますと、今のお言葉で反省を促す以外に方法がないということになれば、これはいつ解決するかからんということになる。政府はこの問題を最終的にどういうふうな解決しようとしておるか。これは歯舞の問題も含めましてどういふ御方針を持っておられるか、それを伺いたい。

○國務大臣(岡崎勝男君) 歯舞、色丹につきましては、これはソ連側の実力で以て抑えておるのであつて、これを實力で排除しなければ日本の主権というものは確立しない現状であります。そこでこれはなか／＼私はむづかしいと思ふ。むづかしいと思ふけれども、日本の領土であることは間違いないので、すからこの主張は続け、且つ國際的な論議を動かして、そちらのほうにどんどん導いて行くより仕方がないと思ひます。それから竹島の問題については、これは平和条約との関係もあるわけでありまして、平和条約では、私の解釈では、日本から離れる領土というものはつきり書いてある。書いてないもので従来日本の領土であつたものはそのまま日本の領土に残る、こゝ私は解釈しております。従つて竹島等も勿論日本の領土である。併しこれには連合國側の条約に対する解釈上の問題もあると思ふ。で、こゝいう点も動かし、やはり一種の國際論にはなりましようけれども、日本の領有をはつき

りさせるということが必要であらうと思ひます。

○田畑金光君 ちよつと話が元に戻りますが、奄美大島の問題で……私実は今回党代表で奄美大島を一周回りましたが、現地に移つて来たわけであり、現察して昨夜戻つて来たわけであり、情というものは、想像以上のものがあるわけでありまして、教育施設の荒廃、或いは行政の混乱、生活の困窮、そして又非常に民心が動揺してあります。これらを通じて私の感じましたことは、ドレス声明が出されて、十一月一日には復帰になるのだ、こゝう前提の下に琉球政府も予算措置をやる、又その前提の下に鹿児島県を中心として奄美大島の復興計画を推進する、こゝうして進められていたわけでありまして、ところが十一月一日が延びて、更に十二月一日になるとか、或いは二十六日の夜のラジオ放送によつたニュースによると、或いは政府筋からの話によると、来年に持越すかも知れん、こゝういうようなことで、非常にまあ現地の島民の人心の動揺はその極に達しておる。おまけに金融機関は金融を引き緊めて経済が混乱をしておる。こゝういうふうな実情にあるわけ

で、問題の解決というものは振出しに戻つて、奄美大島の復帰が早く実現することが先決である、こゝういふことを痛切に感じて参つたわけでありまして、そこでお伺ひしたいことは、いろいろ政府筋からまあこゝういうような情報も伝わつて、現地の人心の動揺を招いておるわけでありまして、奄美大島の返還に関する外交交渉と申しまするか、これはどこで……、当然外務省でありまうが、どういふ段階で現在取扱つておられるのか、これを先づ一つお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは先ほども申しましたように、我々としては十二月一日を目途として交渉を進めております。

○國務大臣(岡崎勝男君) それも私は一つの方法だと思ひます。方法だと思ひますが、まあこれは、例えば國際司法裁判所の取扱いから言いますと、國連に加入してない國については、國際司法裁判所に提訴した場合には、相手の國が応訴しなければ裁判は取上げられないわけでありまして、従つて、韓國側が仮に應訴しなければ、國際司法裁判所としては取上げるわけには行かない規定になつております。併し提訴して相手國が應訴しないということになれば、勢ひ相手國が何か弱みがあるから應訴しないのだというふうな判断を下せる場合もあると思ひますので、國際司法裁判所に關しては我々も時期を見て考慮すべきものだと思つております。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは將來の問題ですから、必ずしも付かないとも私は思ひませんけれども、なか／＼むづかしい問題ですから、或いはこゝまで行くかも知れないという氣持もあります。

○田畑金光君 十二月一日を目途として交渉を進めておられることはよくわかりまうが、今その場合は正式のこれは外交交渉という形でやつておられるのか、或いは外務省の事務当局とアメリカの大使館の関係者との間の事務折衝と申しまするか、或いは下交渉と申しまするか、どういふ段階の交渉を進めておられるか。その点についてお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) それは例へば今の通貨をどういふふうな処理するかという問題とか、或いは今まで刑罰を受けた者、この取扱ひをどうするか、それも奄美大島におる者だけでなく、仮に沖繩に連れて行かれた者があれば、これをどういふふうな取扱ひするか、或いは奄美大島と沖繩との間に直ぐ問題が起きますのは、交通とか、戸籍とか、奄美大島の人で沖繩におる人、今までは奄美大島も沖繩も同じ行政區の中におつたから區別はないわけですが、今度はそれはどういふ取扱ひにするか、財産の相続等は一体どういふふうな取扱ひか、いろ／＼事務的問題があるわけでありまして、これらを一つ／＼片付けて行くということでありまして。

○田畑金光君 そうしますと、先ほどのお話によると、奄美群島のいわゆる領域の問題とか、或いは軍事基地の將來の貸与の問題とか、こゝういうような問題こそ大きな政治折衝の域に入ると思ふのであります。こゝういうような問題は一応話し合ひがまとまつて、あとは純然たる事務引継の段階に来ておるといふわけでありまうか。

○國務大臣(岡崎勝男君) その通りです。

○田畑金光君 そうしますと、それが先ほどのお話によると、十二月の一日目標というものが、或いは状況によつて延びるかも知れん、こゝういうようなお話があるわけでありまして、それは一体この十一月いつばい交渉してもなお延びなければならぬというふうな問題と云ふものが、事務折衝の段階においてなおそのような問題があるのかどうか、この点について一つ。

○國務大臣(岡崎勝男君) それは例へば今の通貨をどういふふうな処理するかという問題とか、或いは今まで刑罰を受けた者、この取扱ひをどうするか、それも奄美大島におる者だけでなく、仮に沖繩に連れて行かれた者があれば、これをどういふふうな取扱ひするか、或いは奄美大島と沖繩との間に直ぐ問題が起きますのは、交通とか、戸籍とか、奄美大島の人で沖繩におる人、今までは奄美大島も沖繩も同じ行政區の中におつたから區別はないわけですが、今度はそれはどういふ取扱ひにするか、財産の相続等は一体どういふふうな取扱ひか、いろ／＼事務的問題があるわけでありまして、これらを一つ／＼片付けて行くということでありまして。

○田畑金光君 そういふような事務的な話し合ひでありますとすれば、まあ多くはこの十一月一ばいで処理できましようし、又その中でも問題の輕重と云ふものが考えられようと思ふのであります。そうなりますと、これは十二月の一日には当然に返還のめどとして立て得ると思ふのですが、たださういふような事務的な問題を残しながら、なお且つ十一月一日から十二月一日に延びる。それが又十二月一日より遅れるかも知れん、こゝういふようなことになつて参りますと、一応我々が心配しておることは、アメリカの現地側の各機關の統一あるものがなされておるのかどうか、意見がまとまつておるのかどうか、こゝういふようなことが一応心配

○國務大臣(岡崎勝男君) これは將來の問題ですから、必ずしも付かないとも私は思ひませんけれども、なか／＼むづかしい問題ですから、或いはこゝまで行くかも知れないという氣持もあります。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは先ほども申しましたように、我々としては十二月一日を目途として交渉を進めております。

○田畑金光君 そうしますと、それが先ほどのお話によると、十二月の一日目標というものが、或いは状況によつて延びるかも知れん、こゝういうようなお話があるわけでありまして、それは一体この十一月いつばい交渉してもなお延びなければならぬというふうな問題と云ふものが、事務折衝の段階においてなおそのような問題があるのかどうか、この点について一つ。

○國務大臣(岡崎勝男君) それは例へば今の通貨をどういふふうな処理するかという問題とか、或いは今まで刑罰を受けた者、この取扱ひをどうするか、それも奄美大島におる者だけでなく、仮に沖繩に連れて行かれた者があれば、これをどういふふうな取扱ひするか、或いは奄美大島と沖繩との間に直ぐ問題が起きますのは、交通とか、戸籍とか、奄美大島の人で沖繩におる人、今までは奄美大島も沖繩も同じ行政區の中におつたから區別はないわけですが、今度はそれはどういふ取扱ひにするか、財産の相続等は一体どういふふうな取扱ひか、いろ／＼事務的問題があるわけでありまして、これらを一つ／＼片付けて行くということでありまして。

として残るわけですが、こういうような点はどうなつておるか。

○國務大臣(岡崎勝男君) アメリカ側のほうには非常にむずかしい問題はなくて、むしろこちらが今度引受けますと日本の法律を直ちに、向うの今まで使つておりました法律は効力をなくすわけですから、そこに日本の法律が行かなくちゃならない、そのいろ／＼の適用問題がなか／＼むずかしいことがあるように当然これは想像されるのですが、アメリカ側の引継ぎです、どうせアメリカ側と話はきめて行かなければなりませんが、今後の日本側の取扱いはどういふことが非常にこれはなか／＼研究を要する問題があると思います。これはまあ普通の我々のように素人から言へば、引継ぎを受けたいとやちやつてもいいじやないか、こう簡単に考えますが、なか／＼實際法を施行するほうから言つと、すぐさま明日からでも施行しなくちゃならんというときに、国の法律をどういふふうに使ふかわからんということでは甚だ困るというようなことは事実でございませう。

○田畑金光君 そうなつて参りますと、結局決着しておることはアメリカ側においてはむしろ簡単だが、受入れ側の日本においては諸準備のために遅れておるのだ、こうなつて参りますと、一に日本側自体に、或いは日本政府自体にこれを受けるだけの準備ができたかどうかということが返還の期日を左右する結果になつて来ると思ふのですが、そういうふうには解釈してよろしいかどうか。

更にそういうことになつて参りますならば、当然にまあ今回一つの暫定措置

置法案というものができておりますけれども、更に詳細に各般の受入れを進めて行くといふと、それに伴う立法措置等が必要になつて来ると思ふますが、そうなつて来ると又これは次の国会においてそのような受入れ立法を作らなければならぬのかどうか。現在のこの暫定措置で以て一応受入れだけの法的な態勢というものはできたとことになつて、従つて日本政府のい

○國務大臣(岡崎勝男君) これは引継ぎでありますから、日本政府のほうが遅くなつてそれだけで遅れておるといふわけじやありません。アメリカ側と話をして双方で以てやはりこの引継ぎを円滑にしなければなりませんから、これは必ずしも日本だけが遅いのだといふわけには行きません。法律につきましては今度のものでも大体全部がカバーできると思ひます。まあ将来必要な法律を新たに制定するということは、これはありましてよろけれども、法律関係については今度のやつで大体カバーできるだらうとこう思つております。

○田畑金光君 今のお話で大体引継ぎ問題は日米両国間に一致した意見がなれば引継ぐわけには参らん、こういう御説明であります、これは尤もだと思ひます。その点はよくわかるわけですが、先ほど外務大臣は十二月一日ということを目標に置かれておる、このお話になりましたが、この点についてはアメリカ側も同意を示しておるのかどうか。或いはいろんな引継ぎの名にかくれて、これを遷延させるような

ことであつては、これは一大事と思うのであります、十二月一日を目標に置いたといふことは、相手方も一応了承の上において、相互に努力を払つておるのかどうか、この点につきまして一つ伺つておきます。

○國務大臣(岡崎勝男君) これはアメリカ側も承知し承知しております。○田畑金光君 これはまさかそういふようなことはあるまいと思つておるわけですが、十一月一日が延びて十二月になり、更にそれが来年に持越されるというふうな情報というものが現地に伝わつて参りますと、先ほど申し上げたように、いろんな民心の動揺が起きて来る。殊にこれが現在政府の一番頭痛の種である。MSA交渉と奄美大島返還とが押にかけられておるのではない、かういふようなことが至るところで我々も質問として受けたわけでありませう。かういふような点については、よもやそういうことはないかと我々も考へておりますが、今までの問題に關しましては、引継ぎに關する事務折衝であるが故に、事務当局相互の間で話合ひをされておる。かういふわけでありませうけれども、併し遷延して参りますと、どうしても私は事務当局だけの話合ひではなくして、更に大きな政治折衝の段階に來ておるやうに見受けられるわけでありませう。殊に十一月一日といふことが一応琉球政府の予算措置のめどもなつておりました関係上、例へば一九五三年度予算の七月から九月までの人件費が來ておるに過ぎない、事業費などは殆んど來ていないといふ始末であります。そして又私が向うを視察して痛切に感じたことは、例へば一例を道路行政に見

ますと、北部の道路と南部の道路は非常に違つておる。北部は悪路であり、南部は整つておる。だん／＼聞いてみますと、北部は野党側を支持したので、従つてそういう町村には道路行政においても、政党政治であるから考慮するのは当然だ、かういふような低級な政治が行われておる。この十一月といふ空白期間を一月間置いたといふことは、現地の行政にとつては大変な問題を引き起しておる。一カ月も遷延しては、経済活動にも影響することは甚大である。かういふことを見ましたとき、日本政府といふことは、当然に、日本政府といふことは、当然にこの一カ月の空白という問題について、十分に対策を考慮して然るべきだといふ考へておるのであります。が、かういふような点については日本政府としては現在考慮しておるかどうか、或いはかういふふうな混乱が現地において起きておるといふことを御存じであるかどうか、この点について承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) 私も現地でそういうことがあるといふことは聞いておりますが、又それで實際仕事をしするほうで十一月一日を目標としていたかも知れませんが、私の知る限りでは十一月一日を目標として引継ぎを行つたといふことはアメリカ側に話したことは一度もありません。正式に申したのは十二月一日を目標としておるのであります。これは私自身がアメリカ大使に申したのであります。

○田畑金光君 併しまあ外務大臣のお話から承りますと、十一月の一日といふことを話した覚えはない、十二月の一日といふことはアメリカ側に申入れた、かういふお話であります、我

我この話こそ初めて承るわけ、新聞報道等においては、十一月一日返還しますといふことはあまねく新聞報道を通じて知られていたわけでありませう。現に十月五日の参議院の議院運営委員会におきまして、私の問題を取上げて諸方副総理並びに福永官房長官にお尋ねいたしましたところが、当初は十一月一日の目標であつたけれども、若干十一月一日から延びるような情勢だ、かういふようなことは副総理並びに福永官房長官から我々は承つておるわけでありませう。現地におきましては、又沖縄の軍政府等から、やはり十一月一日という報道がなされておる、現地においても同様な考え方をやつていたわけでありませう。この十一月一日を目途にいたしました、鹿児島県においても受入態勢を作つておる。琉球政府においてもそのような予算措置を講じておる。客観的な情勢から申しますと、今外務大臣のお話なさつた十二月一日説こそ私たちが今初めて承るわけでありませう、これは非常に遺憾だと存じます。ただ問題は現実に十一月一日がすでに遷延した以上、この十一月一カ月の空白期間をどう処理するかといふ問題、この地方行政の混乱、金融の逼迫、経済活動の混乱をどう処理するかといふ問題、この点は当然に日本政府としても考慮せねばならんことだと思ひます。まして十二月の一日といふことが、先ほどお話のよう

に、延びるということであつては大変な問題だと思ひますので、この際外務大臣といふことは、政治折衝の段階じやなくして、事務折衝の段階だ、かういふ話なさいました、我々の見るところ、十二月一日返還させるか

どうかという問題は、大きな政治折衝の中心課題であると考えるわけであり、実現されるように、外務大臣としては、そういう御方針で、今後とも努力願えるかどうか、改めて一つ所信のほどを承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) 私には十二月一日を目途としてやつており、今後もやるつもりでありますが、これは仮に十二月一日に、では返還するとアメリカ政府も言い、日本政府もそれでよろうと言つて、實際上引継ぎの事項が話し合ひがついてなければ、これはいたずらに混乱を来すばかりでございまして、これは私の管轄ではありませんが、引継ぎのほうの仕事をやんとやること、やはりこれはどうしても条件になるのであります。

○秋山長造君 只今田畑委員からお話があつたんですが、我々もこの間の委員会でも現地の代表を呼んで、情報を開きましたところによりまして、やはりもう予算も何月一杯で打切られてしまつてゐる。そうして琉球政府へ行つて見ても又軍へ行つて見ても、もうお前ら日本へ帰つたんだからというので、剣もほろろの挨拶で受付けてもらへなかつた。従つてこれが更に今後一ヵ月乃至それ以上延びるというやうなことになる、第一政府の行政機能というものが一切とまつてしまふといふことを切々たる血の叫びを以て聞いたんですが、今後延びることに對して、その間相当期間の行政上のプランクができる、そういう点については外務省としてはどういう手をお打ちになるのか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これはまあ

原則としては、アメリカ側の行政権の及んでおる期間は、アメリカ側が実施するのは当然でありますから、その趣旨でアメリカ側に話をいたします。

○秋山長造君 その当然だとおつしやつたところで、すでにもう向うは一切突つばねて現地では受け付けないといふことになつておる、従つて先ほど来の話を開けば、もう大体大まかな話は終つてしまつて、もう現地の受渡しの細かい事務的な話だけが残つておるといふ段階だとすれば、当然最もこの受渡しの問題に直接関係の深い琉球政府なり或いは琉球におるアメリカ軍の当局なりというものが、その事務的な受渡しの当事者になるのが我々の常識なんですけれども、にもかかわらず、現地ではそうやつて突つばねられてしまつて、もうすでに事実問題としてはアメリカの手を離れて、琉球政府の手を離れて、日本に歸つてしまつておるやうな形になつておる。ところがこちらでは、そういうはずはないので、当然アメリカの責任だといふやうなことで、は、そういう交渉をしておるうちに、早やもう一月や二月はたつてしまつて、いふやうな懸念を持つのですが、そういう点については、もうすでに向う側は十月、もうこの暫定予算を今日まで組んで来て、十月一ぱいでそれを突つばねてしまふといふことはすでに外務省なんかずつと前からわかつておつたはずと思ひますけれども、今までそういう点について折衝なさつたことはないのですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) この間、私は南方へ行きまして、沖繩へちよつと二時間ばかりとまつたのですが、そのときに沖繩の司令官が飛行場へ訪

ねて来まして、いろいろ話をいたして、みましたところが、下のほうの人はどうか知りませんが、司令官はそんな氣持はないやうです。何かこれは誤解があるのじやないかと思ひます。

○秋山長造君 それは誤解があるのだらうといふくらいのことでは突つばなされたのでは、現地の連中は立つ瀬がないのです。現地の連中の代表の話によりました、全然相手にしてもらへない。で、従来でさえもあの琉球政府の中で奄美群島だけは非常に差別的な待遇を受けて、そうして経済的にも何的にも、もう実に惨憺たる状態でありまして、こゝろの点は、アメリカのほうでも当然あの連合憲章の信託統治制度なんかのところに誤つてあるやうに、信託統治はないかも知らんけれども、それに近いやうな形で来た以上は、やはり住民の政治的、文化的、経済的、社会的、あらゆる向上のために、良心的に努力をしなければいかんという、これは国際法上の義務を負つておるはずなんですけれども、にもかかわらず、話を聞けば聞くほど、実に哀れ無残な状態で今日まで来て、そして更にもう十月一ぱいで突つばなされてしまつて、何を言つても受け付けてもらへないといふ状態になつておるのは事実なんです、現地の司令官が外務大臣にどういふ御挨拶をなすつたか知りませんが、これも、事実はそういうことになつておる。我々現地の人たちの話を眞実と解釈するより仕様がなないのですが、そういう点について早急に、これは現地の人たちは延びたといふことだけで、すでに非常に失望をしておるわけなんです、更にその上に予算措置も何にも講ぜられず突つばなされて

しまふといふ宙ぶらりんの生殺しのやうな恰好になつておる。そういう現地の人たちに對してどういふ手を政府としてお打ちになるのですか、その点を述べ願ひたい。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは私は今申した通り、若しそういう金が出ないといふとすれば、何かの誤解であつて、必ず出ると思ひます。

○秋山長造君 その点は、どうも外務大臣のお言葉としては、ちよつと受取れんので、出るだらうくらいで済ましてもらつてはいかん。まあ法律的な手続きではまだ日本に歸つてないにしても、まあ大体半分日本に歸つたやうな恰好になつておると思ひます、何か政府のほうとして、そういう点についてもう少し積極的な意欲を持つて頂いて、そして一刻も速かに何か手を打つて頂かなければ、現地民も非常に失望の上に更に失望をして、殆ど絶望的な状態に突落されておるわけなんですから、もう少し積極的な手を早急に打つて頂きたい。

○國務大臣(岡崎勝男君) 私のほうはこれは内閣としてきめる問題は別として、外務大臣としては、アメリカ側に交渉して、アメリカ側の行政権のある間はアメリカ側政府で負担する、こういう交渉をするのは当然であります。それ以外のことについては、自治庁の管轄であります。

○秋山長造君 それはちよつと筋が違ふのじやないかと思ひますが、この前塚田自治庁長官にこれらの点についていろいろお伺ひしたそのときに、自治庁長官は、そういう問題については、我々としてはこゝろの法律を作つたり何かする受入態勢といふものまで

は自治庁の責任であるけれども、もと外交交渉が根本であり、外交交渉からすべてが出發するのでありますから、そういう問題については、やはり外務大臣に尋ねて頂かなければ、自治庁長官としては何ともお答えできないといふお話であつたのです。で、外務大臣に聞けば、それは自治庁の關係だ、こゝろおつしやると、いよく以て奄美大島の二十万の住民は、どこに行つても突つばなされて中途半端の生殺しで、どつちつかずの泣きの涙で泣き入りしなければならぬといふ結論になるのであります、それではやはり余りにも日本にあれば喜んで復歸して来るあの二十万の同胞に對して、又日本が今後、先ほどの蘭舞色丹の問題にいたしましても、又小笠原等の問題にいたしましても、いづれ遠からず將來我々のほうに、やはり早く復歸しなければいけないといふ一つのテスト・ケースになるやうな、非常に重大な大きな影響を持つものだと思いますから、そういう問題にもかかわらず、極めて只今の御答弁のやうな事務的な、通り一遍の御方針を以て臨まれるのでは、我々としては甚だ納得行かない。もう少し積極的に眞実味を以て、そういう点についてはつくりした御交渉をして頂かなければ到底納得できない。

○國務大臣(岡崎勝男君) だから私は外交交渉のほうは私がやる、併し地方の自治庁のやることは、これは別だ、外交交渉のことは私がやるというのです。

○秋山長造君 それはわかつておる。わかつておるのですが、今私が聞いておるのは、外交交渉の中に当然含まれな

ければならない問題だということを聞いておる。現地では予算を打切つて突っぱなされるし、琉球政府に行けば、お前らは日本だといつて突っぱなされるし、それは自治庁の問題ではなくして、やはり外交交渉の問題だと思ふのですから、その点を聞いておるのです。

○国務大臣(岡崎勝男君) だから私は外務大臣としては、アメリカ側に行政府のある間はアメリカ側が支出すべきが当然でありますから、アメリカ側に交渉をするということです。

○秋山長造君 それはすでにやつておられますか。

○国務大臣(岡崎勝男君) やつております。

○加瀬亮君 今、前のかたから御質問があつたのですけれども、我々が地方行政で、これを問題にしておりまゝすのは、行政混乱のために非常に経済困難を来たして、その経済困難のために生活が不安であるという、我々の同胞二十万の身の振り方ということについて、真剣に取上げなければならぬ。又その原因がどこにあるかというところを考えると、今外務大臣からいろいろ御説明がありましたように、復讐の見通しが甚だはつきりしないところにあるので、外務大臣にお尋ねするのであります。そこで前のかたからいろいろとたくさん出ておるのではありませんか、どうも外務大臣は現地がどんなに生活不安あるいは経済困難のために困つておるかというこの認識が薄いようでありまして、先般我々が現地のかたを参考人としてお呼びして承りました点を、くどいようでありまして、もう一度果してこうい

う御認識をお持ちかどうか、申上げたと思ひます。

八月八日にダレスの声明がありましてから、十月末日に日本に復讐させるので、予算を一切打切るといふ軍命令が出まして、それ以後は地方自治体では七、八、九の三カ月の間の土地税、家屋税だけで賄ふという予算を立てましたが、復讐がその日にしませんでした。そこで非常に困つて、いろいろ琉球政府にも掛け合ひましたけれども、交付金がきまりましたが、それは自治体の費用の三六%にも及ばないようなもので、これだけでは人件費を賄ふのもやつとである。又一般金融は銀行等が整理期に入りまして、民間金融も個人金融も整理期に入つておりますので、極度の逼迫状態である。特に農業資金などはその度合が強い、商取引は信用状を銀行が取扱つてくれないので、年末を控えて生活必需品を取引することにおいて取引契約ができない。本島の基本産業の運搬資金も、こういう関係で途を絶たれておりますので、船業者等は逼迫状態である。又その原料である生糸は内地から買入るのであるけれども、これは現金で買わなければならぬ。而も糸の勘定は後勘定ということであるにも生活が立たない。この生活不振のために沖縄等に娘たちは身売りをするというやうな状態さえも生じておる。ガリオア復讐資金も事実においては不動産抵当を必要とするので、手数料等の入費が非常に多くなつて、一、二割という高額のものになつて、とても住民は手が出ない。ガリオア決算が半年もかかる始末で、まず、経済が逼迫の度を強めるだけで、農家の肥料などはガリオアで決算するが、農民は

現金でない肥料が渡らない。生活費困のために僅かの賃金で労働を売つておるといふ始末で、又学校その他の公共施設は、写真などで見せられたのでありますが、想像に絶するものがございまして。こういうやうな状態でありまして、地元のはうは、分離のときにはスピーディーに行つたのに、復讐のときにはなぜスピーディーに行かないかといふことが、一つの大きな疑問になつておる。そこで問題は復讐問題を解決しなければ、どうにもならないじやないかといふところにも、もう一回舞戻つた、こういうふうに切実に我々に訴えておるのであります。今までの外務大臣の御答弁を承つておりますと、私たちがどうしても外務大臣としてこれが祖国の失地を回復するという情熱に燃えた答弁であるといふふうに受取れない。(その通りだ)と呼ぶ者あり(例えはもう残されておるものは事務的折衝だけである、こういうふうに行われるが、併し事務的折衝だけであるならば、十二月一日なら十二月一日を目途として、この目途が遠のくやうなことがない、必ずできるということも確言できるはずだと思ふ。それで復讐を行くと、今度はアメリカの出方はどうかわからないといふことを言つておる。又生活が非常に困つて、これをどうするのだと聞くと、それは我々は外交交渉が建前だから、自治庁の問題である。併し自治庁の問題である、政府の問題である、生活の貧困あるいは祖国復讐の可能性がなえられ、経済困難の解決は、外務省の折衝如何にかかつておる。そこで大臣に尋ねたいのであります。

第一に、率直に申し上げますが、十二月一日を目途としておるといふが、この目途は必ず遠く去るといふことがなく、十二月一日といふ近くの日に必ず実現できるかどうか。アメリカのはうは大した問題がない、日本の法的な取扱が問題だけだといふのです、それならば住民の希望である復讐といふものを早くかなえるといふ法的な措置を日本側だけで早急にできないかといふ点。それから十月末で米國政府が実質的に行政を放棄しておる、このやうな行政及び生活困難について外務大臣はどう考えておられるか、先ずこの三

点。

○国務大臣(岡崎勝男君) 私もその奄美大島の事情については、直接見たわけではありませんが、今おつしやつたやうなことはよく承知しております。それで住民たちは非常に気の毒だと思つて、いろいろこれは考えております。決して冷淡なわけじゃない。ただ私はここで呼出されて質問を受けておるのは外務大臣としての質問だと考えますから、外交交渉のことをいつておるのではありません。又閣議等において外務大臣としての発言も当然するのであります。ただ外交交渉の模様をここではお答えしておるわけでありまして、勢い冷淡なように見えるかも知れませんが、決してそんなわけじゃない。奄美大島の人は、それは私自身もよく承知しております。善後措置等について相談をしておる。ただ今御質問の中の、その困難の一つの理由は、金が思うやうにならな

んと思つております。いずれにしても、今おつしやるように引継ぎの早いことが問題解決の要点ですから、できるだけこれを急いでやらなければならぬといふつもりで今やつております。

○加瀬完君 外務大臣並びに岡崎大臣としての岡崎さんに伺います。(笑聲)事務的折衝だけだと、こう言う。それで今アメリカと問題になつてゐるものは、例へば通貨の問題であつたとか、沖繩在留の大島の人たちの処置、輕犯罪人の処置、こういうふうなことが問題になつてゐる、こういうお話でございしました。或いは又奄美大島の区域について明白な確定があつたといふようなことでもありませんが、いずれにいたしまして、平和条約第三條の地域は当然日本に附つて来なければならぬ土地であります。返さなければならぬ区域であるはずであります。従いましてこれを返すべく努力するのは当然でありますし、先方が返す意思表示があつた場合には、早急にこれを短時間のうちに返さるやうな受入態勢といふものが、事前に十二分に研究されておらなければならぬはずだと私も考へます。そこで今一番最初に申しましたやうな例といふものは、十二分にこれは政府のほうで考慮されておつてよかつたはずである。それで十一月一日といふことは外務大臣としてはどこへも言つたことはない、外務省としては初めから十二月一日といふことを目途としておつたといふけれども、一体これだけの事務的折衝といふものは、十二月一日といふ目途を立てなければ、取運びができないほどのものか、一体こういう條長なものの考へ方をしておる

ことが、この住民の本土復帰という熱望に應える政府のやり方か、或いは祖先の墳墓の地を失地回復しなければならぬといふ国民の要望に應える一体やり方か、こういうふうな疑問を持たせられるわけでありまして、で、この交渉前の受入態勢として事前に解決すべきことは何であるか、事後に処理すべきことは何であるか、こういうふうな区分といふものをどういふふうにお考へになつておられたか、外務大臣として範圍を越える点は、岡崎大臣としての立場でお答を頂きたい。

○岡崎勝男君(岡崎勝男君) そういう問題は内閣にある南西諸島に関する連絡事務局、ここで研究をいたしておるわけでありまして、併し先ほど申しましたやうに、その引継事項だけで長くかかつてゐるのではなくて、初めは奄美大島群島の範圍等の問題があつて長くかかつたわけであつて、どうもこれは實際上止むを得なかつたと思ひます。

○加瀬完君 外務大臣としては止むを得ないかも知れませんが、國民にとつては止むを得ないといふやうに諦めが切れない。ダレス声明がありましてからどれだけの日にちが経つておりますか、少くも八年間一日も忘れることなく、本土復帰といふものを考へておりました住民の氣持、或いはわれも國民の氣持といふものは、外務省なり大臣なりが、或いは政府なりがもつと積極的に熱意を以て、先方がさういふ意思表示をしたならば、一日も早くその実現を見るやうな取運びをすることを願つておる、それを止むを得ない止むを得ないで十二月一日になりまして、できない場合も止むを得ないといふ

うことになりましては、我々は大臣の誠意といふものを疑わざるを得ない。そこで私一人ばかりが質問するのはいけないことであるので、十二月一日といふものはそう大して狂わないかどうかといふことだけをもう一応伺ひます。

○岡崎勝男君(岡崎勝男君) 私は十二月一日を目途としてやつておりますから、そうえらく狂うことはないだらうと思ひます。

○田畑金光君 外務大臣の答弁も、大分最後のほうになつて来ると、一応爽剣味というが、現われて来たので心強かつておられますが、一つ私も少し若干関連してお尋ねしたいと思ひます。加瀬君からも質問がありましたが、平和条約第三條の領土といふものは、当然我が國旧来の領土であると考へております。奄美大島が返還されて如何にこれが復興するかといふことは、今後の沖繩の占領行政に對しても大きな示唆になるし、反響を呼ぶものだと考へております。現に一昨年の十二月でしたか、大島の北部七島が返還されて、あそこに鹿児島県、勿論政府の補助金によつて鹿児島県が学校を建てた、この学校の復興振興といふものが非常に大島並びに沖繩に深刻な反響を呼んだ、併しできるだけこれはその影響を阻止しようとする一部の動きがあつたことも事実です。従つてこの奄美大島の問題の解決如何が、今後の沖繩の問題、小笠原の問題、更に北の千島の問題全体の問題に私は繋がつて行く問題だと考へております。一波万波を呼ぶといふことにならうと存じております。そこで、併し私は復興の問題はとにかくとして、今当面問

題にしなければならぬことは、先ず歸國の問題ですが、先ほど大臣は東南アジアに行く途中に沖繩に降りたところ、民政官に会い、軍司令官に会つてみたところ、さういふふうな心配がなかつた、そこであります。私が先ほど奄美大島の返還の問題はどこで交渉しておるかといふと、今アジア局の第五課の鶴見課長が主としてやつておられます。これは有能な課長さんでありますから、勿論我々は信頼しておりますが、併し十二月一日に返還させるかどうかといふ問題は、事務手続の問題を超えて、これは政治折衝に私はなると思ふのであります。この重大なる問題に關して、軍司令官が下僚に任じ、外務大臣が下僚に任じていたのでは、いづれでも大綱の決定ができません(その通り)と呼ぶ者あり(ここに私は問題があると思つております。従つて私は、外務大臣が本當に奄美大島を十二月一日に返還させるのだといふ決意があるならば、むしろアメリカ側にいろいろな難点があつたにしろ、これを引きずるくらいは誠意を以て當るならば、私はできないことではないと、こう考へております。今十二月一日は外務大臣としては当初からの目途であつて、政府としては十一月一日と言明した云々といふことはないとおつしやいましたが、先ほど申し上げましたやうに、緒方副総理も福永官房長官も、この間の参議院の議院運営委員会において政府も考へたけれども、若干は遅れる見通しだ、こういうやうな答弁をなさつて食違つておるのであります。そこで私はこの際、外務大臣として、外交折衝において、アメリカ側から日本領土の引継ぎを受けるのだから、日本の外務大臣が一つ

誠意を以て當るなら、十二月一日の返還必ず成るものだと考へております。MSAに於ける努力の万分之一でもいいから、奄美大島の返還の問題について、池田前大蔵大臣がアメリカに渡る場合においては、この問題をひつ下げて交渉してもらふのが、当然日本政府の取るべき態度ではないかと、私はこう考へております。こういうふうな点において、十二月一日に外務大臣として、もう少し積極的な意欲をもつて返還せしむるのだといふ、一つ所信のほどを先ず再度伺ひたいと、第二の問題は、十一月一日として、琉球政府の予算措置をとつた、沖繩軍司令官からも十月末まで予算を打切れといふ指令が出ておる。こうして現地に混亂が起きて来ておる。併しこれはいづれ日本に返つて来る領土でありますから、この空白期間の問題について、更に十二月一日からお話のように若干遅れるかも知れんとするならば、とにかく十一月一日から、返還になるまでの期間の財政上の措置とか、或いは経済的な混亂の防止とかいふことは、当然日本政府においてもやるべきが至当だと考へております。政治は生き物だと思つております。現在アメリカの行政下にあるからといふのでなくして、政治は生き物だと思つております。日本の領土が返つて来るわけでありまして、従つてこの間の問題をどう処理するかといふことは、これは岡崎大臣としての岡崎さんになるかも知れませんが、政府としてはどういふ措置をやつてゆかれるか、どういふ話合を進めてゆくか、どういふ方針をとらうとするか、この点について明確に御答弁を願つておきたいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) 十二月一日

ということは私も目途としておるし、アメリカ政府もこれを了承しておられます。併しながら繰返して言うように、無理やりその時に返還したと、そうだけいつても、實際上の引継ぎの仕事ができていなければ、徒らに混乱を招くばかりでありますから、引継ぎの仕事が実際には必要だ、もう政治折衝とか何とかいふことをなくして、向うも十二月一日ということをして承しておるのです。ただ引継ぎの問題で遅れるかも知れないということですから、これはどうも私としてはこれ以上のやりようはないので、あとはいろいろ引継ぎの關係者を奮勵して、それを早くやらせるよりほか仕方がないと思ひます。それから外務大臣といふか……私も國務大臣かも知れませんが、そう何もかも全部知つておるわけにはゆかないのであります。奄美大島の將來については、できるだけ政府としても努力をして、奄美大島の住民の生活の安定といふことを図るのは勿論當前のことでありまして、その具體的措置等については、自治庁を中心として研究しておるのですから、自治庁側にお聞きを願ひます。

○田畑金光君 外務大臣にも一つ私お尋ねしたいのですが、どうもあなた御答弁を聞いておると、心が抜けているのです。外務大臣として、いやしくも一國の外務大臣として、それくらい政治力とか或いは指導力とかいふことは當然あつて然るべきだと思うのですが、事務手続が遅れるために十二月一日から若干遅れるかも知らん、この受継ぎの事務であります。これこそ私は閣僚として、大臣として、当然に部下を奮勵して、そのような事務の引継ぎ技術に属するといふ問題であるならば、當然できると思ひます。そういうような点こそ、積極的な大臣の意思表示において、我々は十二月一日必ず返還せしむるのだと、こういう意欲こそ大臣の政治力じやないかと思ひます。この点そのようなことを明言されるのが至当と思ひますのであります。この点大臣はそのように今後指導なさる決意がおありかどうかといふこの問題。

第二の問題は、自治庁、自治庁とおつしやるけれども、これは私は政府全体の問題だと考えております。この空白期間をどうするかという問題、外交折衝に直接關する問題でありますから、この空白期間の問題についても、外務大臣といひましたし、閣僚の一員として十分に内閣にその意見の反映を圖る熱意があるかどうか、この点について改めて伺ひたいです。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは外務省だけで引継ぎをやるものじやないのです。法務省の法律關係もあれば……。

○田畑金光君 それはわかつております。

○國務大臣(岡崎勝男君) いろいろなのがあります。部下を奮勵してと言つて、私の部下でないものもたくさんあるのです。これはどうもいたし方ないのです。行政組織がそうなつておるのですから、又政府全体としては勿論考へておりますけれども、この政府の組織といふものは、やはり地方自治の問題ならば地方自治庁でやり、農林の問題ならば農林省でやり、これらの人々が、若し農林の資金を斡旋するならば農林省がやるのだらうし、地方行政の問

題ならば自治庁がやるのだらうし、従つて外務省、外務大臣が一手で、私も國務大臣ではありませんけれども、そう何もかも答えられるわけにはゆかないのです。だからできるだけ努力をするといふ以外には仕方がないのです。

○加瀬亮君 閣連質問ですが、只今岡崎さんは、國務大臣としてどうも何もかもは知らんといふお答えがあつたのであります。無人島の竹島一つだけでも世論は沸騰しておるのです。二十万の同胞のいるこの群島の復讐といふことについて、その受入といふものに對しては、閣議には相當の受入準備や受入態勢といふものの検討があつたと思ひます。一休閣議において、この奄美大島の受入態勢といふものは十二分に検討されておらなかつたのかどうか、その点を伺ひたい。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは恐らく人智を尽しての検討はいたしておるだらうと思ひますが、併し實際にやつてみるとすれば、なか／＼思わぬことも出て来るだらうと思ひます。これは實際の仕事の問題ですから、その抽象的におつしやつても、閣議で一体あらゆる……、例へばそこに判決を受けた罪人をどういふふうに取り扱ふとか、そういうところまで閣議できめ得るわけのものではありません。大方針はきめておられますが、それらは各省におのおの担当の部門があるのですから、そこできめる以外に方法はないのであります。

○加瀬亮君 それは勿論そういうことになりませんが、而もその大方針といふものでも、中心をなすものは、この場合外交交渉といふことになると思ひます。そこで一番の中心をなす外交交渉の外務大臣が、その全体のアウ

ト・ラインといふことについて十二分に知つておらなければ、外交交渉の進み方も中心を失ふと思ひます。そういう意味で少くもこの問題については、外務大臣が一番知つておらなければならぬはずであるし、又一番熱意もあるはずだといふ前提の下に、私どもは伺つておるわけでありまして、そこで例へば閣議において、外交交渉は勿論外務大臣であります、あとの受入態勢については一体どういふ担当なり、どういふ分担なりといふものが話合に出されたのでありましようか、この点を伺ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) この奄美大島の返還の一番大きな問題は、要するに奄美大島の範圍をどこにするかといふ問題、それからその中にアメリカの軍事施設があるか、それをどういふ取扱にするか、又今後どういふものが必要になつた場合にはどういふことにするか、そしてこれが外交交渉として一番大きな問題であります。それでいふれば、それに應ずるやうにいろいろ引継ぎの問題も考へて行かなければならぬ、その引継ぎの内容については、漁業資金、營農資金といふような問題もありましようし、市町村の起債とか学校の建設とか教員の待遇とか、いろいろ／＼な問題がありましよう。これはおの／＼担当の省がやりまして、それで行政機構の簡素化といふ意味で、でき得る限りこれは現地の問題としては鹿児島県にやらせる、こういう方針で進んでおります。

○秋山長造君 先ほど私が予算等のプランクのある期間をどうするかといふ御質問をしたのに對しては、それはもう日本に正式に返還されるまでの期間には、當然琉球政府なりアメリカのほうでその責任をとるのが當然だからその交渉をする、こういうお話だつたのですが、後ほどそれではその返還されるまでの期間が延びた、いろいろ／＼住民が困つておることに對して手をどうするかといふ向うからの質問に對しては、それは自治庁その他でできるだけのことはやらなければならぬ、こういうお話だつたのですが、そうなりますと、返還されるまで、今後正式に日本に復讐するまでの期間の行政上、立法上、司法上その他いろいろ／＼の責任といふものはどちらにあるのですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 復讐するまでは當然アメリカにあります。

○秋山長造君 アメリカだから、それまでの間は、これから延びたところで自治庁或いはその他日本側としては別に手は出せないわけでしょう。

○國務大臣(岡崎勝男君) 併しそれが實際上の問題としては、それは理屈ですが、金がなくて困つておる、復讐したときにも、もう金がなくて非常に困つておる、それは今後の問題ではなくて、過去のことで困つておるやうな場合に、できるだけ援助をやるのは、これは當然でしょう。

○秋山長造君 復讐した後でなしに、さつき加瀬君の御質問は、十二月一日に復讐するとしても、すでに今までの現地民が考へておつた間、或いは予算を打切られたときから一月延びておるわけでしょう。更にそれが十二月一日よりもつと延びるというやうなことになるわけですが、その期間非常に現地がプランクになつて困る。それ

しても政府としては放つておけんじやないかという向うからの質問に対して、外務大臣の御答弁は、それは当然日本側として外務省はやらんにしても、自治庁なりその他政府としてやらなければいかんということを御答弁なさつたと思うのです。

○国務大臣(岡崎勝男君) 私の意味はそうじゃなくて、先ほどつまりブラントで金がなくて困つておるような場合が生ずれば、復歸したときに日本の行政権の下にあつて、それで食えないで困つておる人があるということになれば、それは今後の問題でなくして、過去の問題であつてもできるだけのことはしなければなりませんまい。こういう意味です。

○秋山長造君 それならもう改めて質問せんでもわかりきつたことで、日本へ復歸したのちに、たとえ問題が過去にあると、後にあると、やるのは当然ですけども、さつきのつまり御質問になつたのは、そういう意味じゃないのでしよう。

○田畑金光君 そういう意味ではないけれども。

○秋山長造君 やはりはつきり……。○国務大臣(岡崎勝男君) 私のお答はそういう意味です。

○加瀬完君 議事進行で。外務大臣のお話を承わつておりましたも、どうも閣議の決定線というものははつきりしないように思われるのです。田畑君のお話では、先般副総理は委員会の席上ではつきり表明もしているそうですから、午前中はこれで打切り、午後副総理に出てもらつて、副総理にこの問題をもう一度聞いたほうがいいのじやないかと思ひます。そういうお取計いを願ひたいと思ひます。

○委員長(内村清次君) 実は今日の午後は大臣所用のためにみんなおられないのです。それで、これで午前中は打切りまして散会して、明日の午前十時からやろうというふうに考へておるのです。

○田畑金光君 同時に一つ副総理と外務大臣と一緒に來てもらつたほうが都合がいいと思ひますので、一つ同席されるようにお取計いを願ひたいと思ひます。

○委員長(内村清次君) 今日はこれで一応質疑を打切つてよろしうございすか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(内村清次君) それではさういふうちにいたしまして、今日はこれで散会いたします。

午後零時二十五分散会

十一月四日本委員会に左の事件を付託された

一 奄美群島の復歸に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案(予備審査のための付託は十月三十日)